

兵庫県知的障害者施設家族会連合会

第31号

ひょうごかぞくねっと

【事務局】〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4-1 総合福祉センター2F Tel (078)371-3930/Fax (078)371-3931(10:00~16:00 月・水・金)
平成25年3月31日発行 第31号 編集人/広報委員会 発行人/兵庫県知的障害者施設家族会連合会 印刷/デジタルグラフィック(株)

親から、政治家・経営者への願い。



社会福祉法人ふるさと福祉会 常務理事 山下 更正
東京都知的障害者施設家族会等連合会 副会長

私は全身麻酔が原因で現在43歳になる重度の知的障害者の親である。養護学校中等部で最も重く中等部卒業後の進路に

ついて家族で相談した。そして生きる力を身に付ける事が大事だと、作業のある入所施設にお願いする事とした。

昭和59年の夏、お願いに行った入所施設の施設長が「お預かりするが、お子さんが家にいないと山下さんその分時間が浮きますね。空いた時間を障害者年金制度の実現などに動いていただかないと預かる意味がありません。この子達は親が頑張らないと生きて行けないのです」と言われた。たまたま「作業中心の入所施設を東京に造りたいその為独身でいる」と私より1年先輩の福祉職の知人がいた。この方が施設長になれば我が子を含め利用者が幸せだと、入所施設の用地探しを手伝う事にした。用地に目途がつき地元の説得の為目標としている入所施設を61年9月貸切バスで地元の方をご案内した。利用者と職員が共に椎茸原木を運んでいる作業を見学され「このような施設ならよい」と設置が承認された。

お蔭で2年後の昭和63年に東京多摩学園は開園したが、園長が椎茸作業を通して自立を図る約束を履行しなかった。この為紆余曲折はあったが平成4年設立時保護者代表の私が園長に就任する事となった。私の職員への第一声は「利用者が主人公・給与の源泉は利用者。椎茸原木を確保し地元との約束を実施する。園長は利用者と3食共にする利用者の就床時まで学園にいる。報告はきちんとするように」と協力を要請した。椎茸作業が充実するに従い、利用者の我慢する心、健康な身体が育ってきた。原木が8万本ほどになった4~5年後には地元の皆さんが目標の学園になったと評価して下さった。

学園は集落の外れの山林に若者向きに造り60歳になったら、隣にある特別養護老人ホームに受け入れて頂く事にした。平成12年介護保険制度となり、65歳以上で介護度が高くないと特養への入居は出来なくなった。

この為法人では親の協力を頂き60歳から入居できる軽費老人ホーム幸房の家を、特養までの中間的施設として平成17年に開業した。

この様な私の体験から「保護者・施設経営者・政治家」に次の様にお願いしたい。

(保護者)

- 保護者は権利のみ主張しては社会の理解は得られない。
- 知的障害者を家族に持ち、困っている実状を赤裸々に社会に訴えまず家族が努力する。
- 自己責任のない知的障害者の暮らしの保障は国家等の公的責務である事を特に政治家及びマスコミに理解してもらう。少なくとも親なき後の知的障害者については生活保護者と同じく公的措置にする事が必要である。

(施設経営者)

- 施設関係者は園生が主人公であると認識する。
- 支援の根底に利用者がもし自分、子供、兄弟姉妹であったらと常に心する。
- 施設長は所用のない限り、利用者と3食共にする。
- 施設長は1ヶ月に1回宿直又は夜勤を行い、利用者及び職員の状況を把握する。

(政治家)

- 知的障害者は自己責任がなく判断能力が乏しいか、欠けた人達である事を認識する。
- 自分の子供や兄弟姉妹だったらどうするかを根底に、政策を立案し実施する。
- 知的障害(児)者の実数を把握(総人口の2%)すると共に知的障害の発生を少なくする施策体系を早急に作る。
- 早期発見、早期訓練を実施する。家庭崩壊、無理心中、餓死等を防止する為、入所施設を整備する。知的障害者犯罪の事前防止策を樹立する。

以上が実施されれば知的障害者の故郷が一生確保される事になると私は思う。

微力な東施連ですが、全施連や各県連の皆様と共に運動し実現したいと考えています。

平成24年度
中央研修

障害者総合支援法と障害者福祉のゆくえ

講師 鹿児島大学法科大学院教授 伊藤 周平氏

改正障害者自立支援法と障害者総合支援法の内容を中心に障害者福祉政策のゆくえを展望し、今後の障害者運動の課題について検証します。

1. 近年の障害者福祉施策の流れ

2006年4月から施行された障害者自立支援法の応益負担は「法の下での平等」などを定めた憲法に違反するとして、2008年 障害者やその家族が障害者自立支援法訴訟をおこしました。

2009年9月17日 民主党政権になり、障害者自立支援法の廃止を宣言しました。国と原告訴訟団は基本合意に署名し、裁判を終結しました。そして、これが基本になって、骨格提言というのができたと言えます。

基本合意文書で注目されるのは、「新たな福祉制度の構築に当たっては、現行の介護保険制度との統合を前提とはせず」との文言が盛り込まれたことです。国と原告訴訟団との協議の段階で、原告側は、応益負担（1割負担）を骨格とする介護保険法との統合をめざしたことに障害者自立支援法の過ちの大きな原因があると国にせまり、介護保険と障害者福祉との統合を否定する文言を盛り込むように、強く求めました。しかし、現行の介護保険制度というのは、改正されると現行でなくなります。しかも介護保険法は、昨年改正されております。

2009年12月に「障がい者制度改革推進本部」を立ち上げました。当事者も参加して「障がい者制度改革推進会議」とさらに具体的議論をする「総合福祉部会」いう議論の場が設定されたことは、大きな成果といえます。

しかし、障害者自立支援法の廃止が宣言されたとはいえ、法律が廃止されたわけではなく、障害者総合支援法の施行は2013年の8月とされています。（前倒しとなり13年4月施行）

その間、利用者負担の軽減措置は継続されることになりましたが、事業所報酬の日払い方式など障害者自立支援法の基本構造は、残されたままです。

2010年度予算では、低所得者（住民税非課税者）に対する障害者福祉サービスと補装具の負担の無料化は実現しましたが、自立支援医療の無料化の予算措置

はなされませんでした。

一方、推進会議や総合福祉部会も障害当事者が参加しましたが、身体障害者が中心であり、知的障害者や精神障害者にとって問題がある契約制度の見直しなどには及びませんでした。障害者自立支援法に反対してきた当事者運動が、応益負担廃止で一致点を作り上げてきたものの、応益負担以外の障害者自立支援法の給付構造などの根本問題に十分な目配りがなされているとは言い難く、結局、2011年8月30日に、総合福祉部会が提示した「骨格提言」も、契約制度を前提とした提言となっています。

2011年12月3日 前年、自民・公明両党は障害者自立支援法の改正案を出し、民主党がのる形で、ほとんど審議がなされないまま、「障がい者制度改革推進本部等における検討をふまえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」が成立しました（改正障害者自立支援法）。政府は新法制定までの「つなぎ」の法改正という趣旨でありましたが、自立支援法の廃止でなく、一部手直しで済ませようとする意図があったと思われます。

2. 介護保険優先条項の不安

障害者自立支援法には、介護保険の優先適用条項というのがあり、障害をもった人が65歳以上になった場合、要介護状態であれば介護保険の適用になります。介護保険は完全な応益負担です。利用に応じた負担です。障害者自立支援法で裁判までおこした応益負担という部分では、再び65歳以上になると復活します。同じサービスを利用してもです。いわゆる65歳問題を、障害者制度改革推進会議では優先適用しないというだけで解決しようとしていました。残念ながら、いまだに優先適用されています。障害者も高齢化がすすんでいます。個別の問題として対応しています。

3. 応益負担の仕組み

障害者自立支援法の前は、支援費制度でした。その支援費制度が契約制度です。それまでの福祉は措置、いわゆる自治体が責任をもって福祉を提供するという仕組みでした。その場合は、施設に対して委託費を払います。本来は自治体が行うべきことを、障害者施設あるいは事業所がやってくれるからです。契約制度では、利用しようとする人を認定あるいは支給決定したうえで給付金を渡す仕組みです。障害者自立支援法は利用者に補助します。だから、日割りになります。利用に応じてしか渡せないわけです。障害程度区分でお金を渡します、そのお金で福祉を買ってください。福祉は商品化されたのです。利用者は自己負担分を経て福祉を買う仕組みになったので、応益負担なのです。誰がどう考えても商品を買う時、応能負担はないでしょう。「私は低所得なので 教えてください」「ゼロにしてください」とは言わないでしょう。お金がないから買えないだけのことです。

だから契約制度を崩さない限り、応益負担というのは根本的になくなりません。日割りもなくなりません。応益負担や日割り方式は変えられません。

4. 改正障害者自立支援法の内容と問題点

最大の論点といえる利用者負担（応益負担）の見直しについてみると、改正障害者自立支援法では、障害者福祉サービスを利用した場合の負担について、支給決定障害者の家計の負担能力に応じた負担とすることを原則とし、「支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額を控除した額」と改正されました。実質的には、住民税非課税世帯については、政令で定められるのでゼロですが、政令でゼロをなくせばいいだけです。ある意味では運動の力が弱くなると、この政令はいつでも変えられます。これは応能負担じゃなくて、応益負担をもとにして応能負担を加味した「つなぎ」です。前と変わらないですね。

障害程度区分については障害者の定義に発達障害の人も含まれることになっただけです。

その他相談支援体制や支給決定のプロセスに見直しが行われ、きめ細かな支援を受けられるように見えますが、介護保険の仕組みによく似ており厚生労働省の意図があるようにおもわれます。

報酬体系については2012年度の報酬改定は2.0%の引き上げとなりましたが、介護職員処遇改善交付金が

組み込まれたにすぎず、実質据え置きです。そのため障害者にとっても、とりわけ、単価が低い在宅の重度訪問介護のホームヘルパーの不足は深刻で、支給決定を受けても、事業所が見つからず、サービスが利用できないといった、地域生活の危機が続いているそうです。

また、国民健康保険団体連合会が、都道府県から委託を受けて行う介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費および計画相談支援給付費の支払いに関する業務を行うこととされました。これは保険者の委託を受けて、国民健康保険の診療報酬の審査支払を行っています。その意味で、障害児者入所・通所給付費などの支払業務を国民健康保険団体連合会に委託することができるようになることは、介護保険の仕組みに近づいたといえます。

いろんなところに、介護保険との統合をみすえた布石がちりばめられています。こういう条文なんて注意してみないとわからないですね。

5. 児童福祉法も同じ

2010年12月の障害者自立支援法の改正と連動して、児童福祉法も大きく改正されました。障害を持つ子どもの児童デイサービス（障害児通所支援）などの療育部分が 児童福祉法に編入されました。結局、政府は障害者福祉も児童福祉も介護保険のようにしたいわけです。今、保育園は市町村が保育の実施義務をもっており、現物給付だから保育園に入るときは 市町村に申し込み、保育料は市町村に払います。これを保育施設と利用者が契約する直接契約にしようとしています。認定を受けて長時間保育・短時間保育というふうに保育必要料を決めるつもりでした。しかし、我々も反対して保育実施義務だけ残りました。他保育事業は直接契約になりました。障害者福祉だけみているとわからないのですが、介護保険とか高齢者福祉とか児童福祉法とか広くみると、大体政府のやる方向が、わかってきます。

6. 消費税と社会保障

もともと民主党は介護保険に積極的で、自民党・公明党も介護保険推進派です。そろって社会保険方式がいいと言っているのです。今度の社会保障制度改革推進法でも社会保険中心に進めようとしています。障害者福祉も全部社会保険方式にし、社会保障・税一体改革関連法案では医療や年金とか介護保険の公費負担

部分を目的税として消費税でやるといっています。消費税だけでやれば大変なことになります。社会保障経費だけで22兆円かかっています。今10兆円ぐらい消費税がありますが、残り10兆円を上げた分で埋めるというのです。消費税増税して社会保障が充実するなんて嘘です。社会保障は法人税や所得税といった累進性の高い税でやらないと。消費税は逆進性が強いので、消費税が上がるのが嫌なら社会保障をおさえるしかないという構図になります。消費税が上がっても社会保障は充実せず、後退します。財政危機だから、借金がいっぱいあるから、消費税が上がるがしょうがない。そんな事じゃないですよ。法人税減税して消費税上げるわけですから。消費税増税がつらいのは低所得の人です。社会保障の財源は法人税や所得税でまかなわないと、消費税でやるとなると社会保障を削るしかなくなります。非常に大きな問題です。

7. 障害者総合支援法

障害者総合支援法は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で目的条項に、障害福祉サービスにかかる給付に加え、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うことが加えられました。また、法にもとづく日常生活・社会生活の支援が共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保および地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念に、新たに掲げています。結果的に目的・理念を変えたので障害者自立支援法を廃止したというのが、政府の言い分です。しかし、構図は残しています。変わったところは重度訪問介護の対象が拡大されたこと、共同生活介護(ケアホーム)と共同生活援助(グループホーム)が、一元化されたこと、地域生活支援事業に手話通訳者を養成する事業がつけ加えられたことです。さらに、法案の議員修正によって「障害程度区分」の名称を「障害支援区分」に改めることとされました。その上で、法の施行後3年を目途として、障害程度区分の認定を含めた支給決定のあり方、精神障害者および高齢の障害者に対する支援のあり方を見直すなどの検討規定が置かれています。実質的には障害者自立支援法を恒久化したといっている法律です。障害者自立支援法の延命策のような総合支援法の見直し、撤廃を要求していくことは、できるんじゃないですかね。3年を目途として見直すといっているのです、障害程度区

分だけにとどまらず支援のあり方も入っているので、介護保険を含めた抜本的見直しをやるべきだと、要求するべきだと思います。

8. 新たな仕組みを求めて

2012年に入って、全国各地で「餓死」「孤立死」などの事件が相次いで報道されています。1月20日には札幌市で42歳の姉が病死後、妹が凍死しています。2月13日には東京立川市で無職の母親が病死後、知的障害のある4歳の息子は助けを求めることができず、餓死したとみられています。こうした現状の中で社会保障・税一体改革の名のもと、消費増税・社会保障削減を推し進めれば、ますます餓死・孤立死が増大していくものと考えられます。

今、研究者の仲間で障害者・高齢者の総合福祉法案をつくっています。介護保険と障害者総合福祉法を廃止して、介護保険でやっている訪問介護や老人保健施設の給付は、全部医療保険にもどす。福祉サービスだけ特化して、全部税金でやる。消費税でなく全部法人税や所得税(消費税も少し入りますが)でやるという案です。今、介護保険を廃止するというと、びっくりするかも知れません。現在ある事業所は市町村の委託を受けてサービスを提供する施設運営にし、市町村が責任をもつ仕組みにするわけです。自治体が責任をもって施設に対して補助金を出す。そして、今の保育園のように、利用者は市町村とか自治体との契約にすればいいじゃないですか。責任は全部市町村がもつ仕組みにするのです。

結局、法人税の大幅減税がなされることも知らせず、電力不足の明確な根拠も明らかにしないまま、社会保障・税一体改革や原発再稼働といった暴挙が、日本もギリシャのように財政破たん陥るとか、計画停電を実施せざるを得ないとか言って、国民に恫喝に近いようなかたちで、なし崩し的に進められていることに最大の問題があるように思います。

だから、みなさんと議論して障害者運動は、高齢者運動や保育運動、さらには脱原発運動と連携をとりつつ、「福祉の介護保険化」の流れを押しとどめていくべきと考えます。当事者や研究者が連携しつつ、高齢者・障害者総合福祉法の提案・制定に向けた立法運動を本格化していく必要があると考えます。微力ですが、私なりに頑張っていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。 [文責 広報委員会]

♡♡♡♡♡ かぞくねっと活動報告 ♡♡♡♡♡

但馬・丹波

会長 三浦 雅春

平成24年4月2日、ハートフル春日にて理事の改選、及び今年度の活動計画を決定した。

主な行事の中で9月26日、淡路島にある五色精光園に施設見学に行く。保護者、子供で総勢20名が3月に改築された真新しい施設を見学する。また、11月29日～30日は恒例になった浜坂保養荘への1泊旅行をする。あいにくのインフルエンザの流行で4人が欠席となったが保養荘では子どもたちとカラオケで盛り上がり、楽しい一日を過ごした。最後に但馬・丹波かぞくねっと研修会を12月8日に開催し、8施設しかない小さなかぞくねっとにも拘わらず60名以上の参加者があり、実りある1年でした。

9/26 施設見学 五色精光園 (約20名)



11/29～30 浜坂保養荘1泊旅行 (15名)

12/8 但馬丹波かぞくねっと研修会 (60名)
ハートフル春日



理事会 4/21、8/26、11/24

こ う べ

会 長 木村三規子

昨年同様6名の理事で、幼児部通所部入所部を担当し活動も充実してきたと思います。幼児部会では3園同一講師、同一テーマで家森先生の「子供の対処法」を、神戸市立青陽須磨支援学校上野教頭先生から「学童期を迎えるにあたって」を勉強しました。10月2日研修会では、当番園清心ホーム家族会が中心となり、生涯学習サポート兵庫指導局長 榎本英樹氏をお招きし

「家族の元気力アップで、子供の笑顔につなげよう！」を会場の方も大きな笑いと共に参加し、成功裏に終わりました。又、NPO法人・成年後見こうべかぞくねっと・きずなが、設立したことも大きな活動成果だったと思います。

〈主な活動報告〉

- 6月7日 第1回会長及び三役会
- 6月29日 幼児部会 (約60名)
- 7月25日 施設見学 争弾の丘 (21名)
- 8月22日 会長及び三役会
- 10月2日 こうべかぞくねっと研修会 会長会 (約100名)
- 10月9日 神戸市立たまも園説明会
- 12月23日 ジョイフルコンサート
- 3月25日 会長及び役員会&研修会 (60名)

東・北播磨・淡路

会長 吉岡 京子

平成24年9月6日加古川市知的障害者総合支援センター多目的ホールで研修会を開催

「テーマ」加古川はぐるま福祉会の取り組みと施設見学

高井敏子センター長のあいさつ、センターの概要の説明と理念の紹介のあと施設見学

その後昼食 休憩をはさんで事例報告

- ①「高齢の母と障害を持つ子の地域生活」地域の社会資源を活用しながら自宅で暮らしている様子を報告
生活支援センター副施設長 山下美代子氏
- ②「56歳でスタートした働く暮らし」施設ではなく、自宅でボランティアの助けを借りながら働く暮らしの様子を報告

はぐるまの家施設長 岡崎美穂氏

今後ますます高齢の利用者・保護者が増加していく昨今ですが、社会の資源とボランティアさんの協力を得ながら、無理せず地域で生活できる可能性をかいま見る思いでした。

(加古川はぐるま福祉会保護者 長谷川君子)

- 6月27日 施設見学 淡路五色精光園 (6名)
- 9月6日 研修会 加古川はぐるま福祉会 (約80名)
- H25年2月19日 オープン研修会 (約80名)
- あかりの家施設長 三原憲二氏
- 会長会 4月20日 7月10日 8月31日 11月12日
- 理事会 4回

西・中播磨

会長 宮垣 博幸

・24年度かぞくねっと研修会（佐用）10月18日
播磨園施設担当で開催

佐用町立南光文化センター大ホール会場にて

「人の持つ普遍的な表現の力」と題して（ボーダレス・アートミュージアムNO-MAアートディレクター）のはた よしこ講師による記念講演を視聴した。

昼食休憩後、午後からは「映像で見る（社会福祉法人）くすのき会の歴史」「創作活動にみる無限の可能性」播磨園における絵画創作活動の取り組みから…の施設紹介があり次回担当の協和学園会長の挨拶で14：00閉会、有意義な研修会となった。

〈主な活動〉

- 24. 6. 1(金) 第1回会長会 姫路自治福祉会館
- 24. 6. 20(金) 第2回会長会
神戸たちばな研修センター
- 24. 7. 13(金) 第3回会長会 姫路自治福祉会館
- 24. 9. 20(金) 第4回会長会 姫路自治福祉会館
- 24. 10. 12(金) かぞくねっと研修会
担当施設（佐用）播磨園（約100名）



- 25. 2. 7(金) 第5回会長会 姫路自治福祉会館

阪 神

会長 笹川かほる

平成24年10月17日(火) 10：00～12：00まで「平成24年度 阪神かぞくねっと研修会」を尼崎市公民館多目的ホールにて保護者及び関係者が参加しました。ご来賓の紹介並びに祝辞の後、今回のテーマである「制度改革の中の親として」と題したシンポジウムを開催、コーディネーター小山 京子氏、シンポジストには、ひょうごかぞくねっと由岐会長、三田谷治療教育院 堺理事長、兵庫県健康福祉部障害福祉局 障害者支援課課長補佐兼障害施設 斎藤係長、尼崎武庫川園 松の園 須井園長、サポートセンターまつば 高畑所長、ワークホームつつじ 赤沼会長、ななくさ新生園 山口会長の様々な7名のメンバーで構成されました。親として制度改革が変わる中で、今までと同じであればいいと思うのは、共通する希望かもしれません。しかし、現実には、変化していくのです。親が兄弟姉妹に変化する事も、また、今までは、障害者の方だけを心配していたことが、家族が病気等で倒れるなど、環境が変化し八方塞がりの状態になったことなど、シンポジスト自身が体験した生の声が、参加者に共感が生まれ、新たな疑問を生み出しながら、話は進んでいきました。参加者自身も年を重ねることも変化であり、制度も変わってきていることを認識し、対応していくことより、障害者を守っていくことを確認し合う研修会となりました。

参加者 133名

評議員会 6/25、7/31、8/27、10/3、11/26、
H25 1/18、2/4 計7回

理事会 5/7、7/23 計2回

★ ★ 幼 児 部 研 修 会 ★ ★

「こうべかぞくねっと幼児部会 研修会」を終えて…。

丸山学園 玉川 容子（かぞくねっと係）

先日平成25年1月21日(月)に神戸市総合福祉センター4F 第一研修室にて「こうべかぞくねっと幼児部会 研修会」をかぞくねっと幼児部会主催で講師の先生を招いて開催されました。講演会「学童期を迎えるにあたっての悩み・知りたいこと」について神戸市立青陽須磨特別支援学校の上野教頭先生に、保護者の皆様から寄せられた意見や質問を基に お話していただきました。

今回幼児部会の当番園の、丸山学園保護者会役員の

かぞくねっと係に去年4月に私は決まったので、かぞくねっと係の同期のお母さん達」や保護者会の会長をはじめ、副会長さん達と相談しながら「どのような会を計画すれば良いか？」を去年秋頃から、役員会などで集まりながら準備を進めてきました。今回 私ははじめて保護者会の役員になり準備の大変さや、子供の健康状態をみながらの役員会の出席や欠席をさせてもらいながら、あらためて今まで参加するだけの時とは違う色々な経験をさせて頂き、本当に感謝しています

と共に、仲間のお母さん同士で助け合いながら楽しい時間を持って本当に良かったと思います。一人では悩んでも答えが出ない時も、同じ立場のお母さん同士で話すことによって気持ちも楽になりました。上野教頭先生にも大変貴重なお話を講演して頂きいままで気になっていた不安なことや、就学時には各学校の教頭先生に、入学前から「なんでも電話で問い合わせしたり、見学させてもらって就学する学校を自分の目でみて自分の子供に合う学校かどうかを決めるように」というアドバイスを頂き本当に、ためになる色々なお

話を聞くことが出来て感謝しております。ありがとうございました。

最後になりましたが寒い中 丸山学園をはじめ同じ幼児部会のひまわり学園とのぼら学園の保護者の方々、かぞくねっとの木村会長をはじめ先輩のお母さんの方々に多数ご参加頂き心より感謝しております。お世話になりありがとうございました。これからも皆様のアドバイスを頂きながら子育ての勉強をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。

阪神かぞくねっと研修を終えて

シンポジウムは「制度改革の中で親として」のテーマでなくさ新生園 会長 山口英治氏(兄弟)・ワークホームつつじ会長 赤沼有季氏(親)・サポートセンターまつば所長 高畑潤氏・尼崎武庫川園 松の園 園長 須井 勝巳氏・兵庫県斉藤信弘氏・三田谷治療院 理事長 堺敦氏・ひょうごかぞくねっと会長 由岐透氏・コーディネイター兵庫県重症心身障害児(者)を守る会 会長 小山 京子氏の8名で進められました。日頃なかなか聞けない親や兄弟の気持ちから制度上の問題点まで幅広い討議がされました。兄弟から見て、障害を持つ兄弟は成長しているのに親が成長しない。親がどう子離れするかが大切だと訴えられました。また「一人一人が勉強し、国や法律がわかり、どうわが子を守っていくかを考え、そして団結することが大切だ」との叱咤激励もありました。

シンポジウムの感想

- ◆とてもためになるお話、今までは考えてもみなかった話題に、改めて親の姿勢の大切さを知りました。シンポジウムシンに参加し色々勉強させて頂き、有り難うございました。
- ◆とてもためになりました、有り難うございます
- ◆一子離れー20歳を過ぎた息子に対しての自分の対応(行動)を改めて考え直します。親が元気な内に、子供の将来について考えるべきです。同居が親のエゴ(安心感、いきがい)になってないか? グループホーム等の設立など親としてできる事をあげていきたい。
- ◆親の運動と社会の共感により20歳からは、独立した人権が認められ障害者基礎年金制度が出来感謝しております。この年金制度を親はもっと国民の皆さんと先輩の親に感謝すべきではないでしょうか。ななくさ新生園の山口氏のお話に親として、感心させられました。有り難うございます。
- ◆共通の勉強会というのはなかなかあるものではありません。

ません。そういう意味において、さまざまの有識者の方の話はとても有意義であるとおもっています。できれば、こうした機会は数多く実施していただきたいです。

◆重い…

これからの「かぞくねっと」に対しての要望

- ◆山口氏のように、兄弟児ばかりのシンポジストを集めてこのような会をしてほしいです。障害児が上か下かで、兄弟の障害児への感覚も異なるでしょうし、親の障害児への接し方や、親亡き後の障害をもつ我が子の支え方につながっていると思います。健常児がいるか一人っ子か、障害児ばかりの兄弟かさまざまなケースがあり、本当に大切な現実から追われていると思います。
- ◆親亡き後の事が… 考えると最近は夜もねむられず、本当にどうしていいのか悩んでいるこの頃です。成年後見人制度が親として納得できるような内容の濃い制度が出来よう心から願っています。その為、親として何をすべきか… しっかり勉強し、頑張りたいと思います。本日は有難うございました。
- ◆社会の中にはさまざまな家族があります。しかし、家族の情というものは 同じだと思います。また、この知的障害者というのはさまざまあり、一定ではないというところに難しい問題があると思います。人間の幸福が、法律や制度で決められることに、一種の歯がゆさを覚えます。けれども障害者の幸福を考えていく上においては必要だと思います。そして障害者の歴史は今始まったばかりなのかもしれません、それは長い人類の歴史の反省点のように考えます。だから、「かぞくねっと」で人間のネットワークを作り上げることは人類の生き方に問題を提起するのではないかと、少しの期待をもちます。
- ◆国を変えて下さい!

全国知的障害者施設家族会連合会報告

☆第8回一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会全国大会 in 大分

平成24年11月6日～7日 大分オアシスタワーホテル **参加者**

テーマ みんなで拓こう！わが子らが安心して暮らせる未来 今何を、これから何をすべきか 家族会

基調講演 新しい生活施設のあり方に関する提言
「家族が求める暮らしのあり方」～親の想いを社会にとどけたい～

講師 小賀久氏 北九州大学教授

H23年度1年間にわたり全施連顧問団プロジェクトチームの座長として、知的障害を持つ人の暮らしをどう構築すればいいのか、親の願いをそこにどう落とし込んでいくか議論を重ねてきました。その集大成を講演していただきました。

《我が国ノーマライゼーションの思想に、障害を持つ人のノーマルな暮らしとは何かという視点が抜け落ち、障害のない人の暮らし方の中に統合させることが最優先とされた。それによって特に知的障害を持つ人も、私たち保護者も困惑し、翻弄されてしまった。

私たちはそれらに惑わされることなく「人間の尊厳（その人が人として生まれてきたから尊い）が重んじられ、だれもがその人らしい生き方を国が責任をもって守る仕組みを迫及する」ことを理念に置き下記の項目について想いをまとめていった

1. 知的障害を持つ人が生涯を通じ24時間切れ目のない一貫した支援を受けられ、安心して快適に、そして共に暮らせる仕組みを構築すること

知的障害を持つ人は障害の状態に拘わらず、本人を主体とする24時間365日切れ目のない一貫した支援が必要である。一貫した支援とは限られた生活空間で行われることを目指すのではなく、本人主体の幅広い生活空間で行われる活動の支援である。

- ・地縁でない、血縁でもない新しい縁で家族のような気持ちで結ばれた生活空間を知的障害を持つ人の暮らしの中に確立する
- ・本人の選択や意思決定を本人・家族を含めた専門家チームによる協働決定の仕組みを作り支援していく。何を着るか、何を食べるかなど日常生活上で行われるさまざまなことを含めて、最大限尊重されるべきことである。
- ・知的障害を持つ人の自立とは一人の人間としての自立であって「自分の糧は自分で稼ぎ、人に迷惑をかけないで生きることではない」
- ・知的障害を持つ人にとっての働く意義は社会参加が第1義であり、その特性に合わせて本人主体で働くことが大切である。就労が生活介護かといった区切りで選別できるものではない。

2. 家族を自らが作れない多くの知的障害を持つ人が家族縁で結ばれ、安心して快適に暮らせる生活施設を新設すること

- ・旧法の入所施設でもない、昼夜分離の生活支援施設（グループホーム等も含む）でもない新しい家族縁で結ばれた「同じ釜の飯を喰らい、同じ屋根の下で暮らし、喜びも悲しみも分かち合う」という家族的な人間関係の構築できる生活空間であり、終末期の看取りの場でもあらねばならない。

3. 国家責任として障害者にかかる費用は、全額国が負担すべきであり、また偶然障害を持たなかった国民は、障害者を税金で支援する理解が必要であることを説明する責任があること。》

シンポジウム

宗澤忠雄氏 埼玉大学准教授
南 守氏 高知県あじさい園施設長 全国知的障害者施設家族会連合会副理事長
奥 昭義氏 福岡県知的障害者施設保護者会 副会長 第二田川学園保護者会長

全員参加型討論会 「きょうだいも家族」（親は半生、きょうだいは一生）

河村真知子氏 全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会 東京大学先端科学技術研究センター研究員
山岸 直子 全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会
木村三規子 ひょうごかぞくねっと副会長
コーディネーター 金子 晋一氏 神奈川県知的障害者施設家族会連合会副会長

☆第2回理事会 11月7日～8日 博愛会施設見学 住吉浜リゾートパーク

仕事のできる人はお弁当工場（1日3000食）、リネン工場、久住高原で野菜作り畜産・ハムやソーセージ・ジャムづくり、高原のレストランや天然温泉館、住吉浜リゾートパークで働き、高齢の人にはゆったり暮らせる施設を提供、知的障害を持つ人の特性を生かした職業訓練大学まで作った博愛会のさまざまな形態の施設を見学しました。

☆第9回一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会全国大会 in 札幌

平成25年10月22日～23日 兵庫からも大勢ご参加くださいますようお願いいたします



コミュニケーション支援

丹南精明園は篠山市にある「県立丹波並木道中央公園」に隣接する小高い丘にあり、自然林に囲まれた良い環境で非常に利便性に富んでいます。これを利用した活動を厳寒期除いて、体力に応じた屋外歩行訓練、家族と面会時には一緒に弁当持参で散策。また家族会によるレクリエーション大会にも利用して、園内とは違った雰囲気を楽しめます。

地域とのふれあいを重視したものに、今年度は専門の屋台業者によるクレープやたこ焼きも来園してもらうミニガーデンパーティ。秋の精明園祭には園生の踊りの披露や地元の高校生バンド、地元フラダンスグループの出演で盛り上がりしました。

2月には家族参加の餅つき大会。杵と臼も持参して家族会員の提供による地元産の小豆、もち米、篠山特産の黒豆きなこを使ったお餅をいただきました。親子・兄弟と一緒に杵をもち、職員があいの手を入れると取り巻く人から掛け声上がるなど楽しいひとときでした。

こうした活動の記録には大学生の支援を受け、職員と共に活動紹介DVDの作成に取り組んでいます。普段

の園内生活や日中の姿を家族にも見てもらうためにも大学生の視線でとらえており、家族会全体会等で紹介しています。

家族会にはケアホームの家族も会員として所属しており、生活している利用者の状況をつぶさに見たり聞いたりする機会がない中で、今年度初めての取り組みとして役員とケアホームスタッフの懇談会を開きました。

各ホームの代表世話人から生活状況や利用者本人の気持ちを聞ききました。障害程度区分の個人差がある状況で利用しているけれども、それを超えてホームの生活に非常に満足している様子でした。引き続き理解の輪を広げる取り組みを行いたいと思っています。

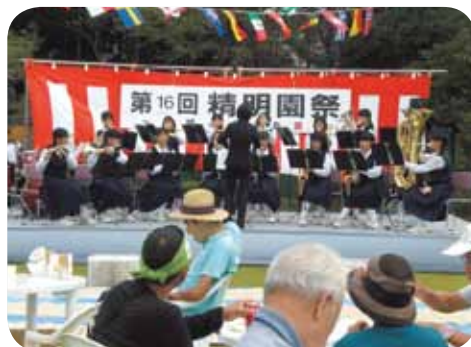


家族や職員と楽しく餅つき大会

利用者とのコミュニケーション支援

但馬・丹波かぞくねっと

丹南精明園家族会



精明園祭では高校生や地域のひとで溢れます



屋台のたこ焼きを楽しみます

「土曜日は喫茶の日」

若狭野荘は相生にある障害者支援施設です。50名の方がここで生活をされています。

若狭野荘では『喫茶コーナー』といいまして、毎週土曜日AM10:00になると喫茶店をオープンします。喫茶店と言いましてもお店ではなく、少しでも利用者さんに喫茶店のゆったりとした雰囲気を味わってもらいたい、という思いでやっています。土曜日は作業もなく午前中を使った日課になっていて、開店前から楽しみにされている方が多いです。

店内は少しでも喫茶店に近づけばといろいろ工夫しています。造花

西・中播磨かぞくねっと

若狭野荘





などでレイアウトし、BGMを流して雰囲気を出しています。そしてウェイター＆ウェイトレスをしたいと申し出てくださっている3人の利用者さんに「いらっしゃいませ！メニューをどうぞ！」と、店内を盛り上げていただいています。また支援員でドリンクメニューを考え、メニュー表を作成しています。コーヒー、炭酸飲料、野菜ジュース、梅こぶ茶など多数用意しており、好きなものを選択していただいています。ドリンクとその日のお菓子を一緒に楽しく味わっていただいています。ここでもウェイターの利用者さんが運んでくれたりと、がんばって下さっています。喫茶コーナー中、笑顔になって過ごしてくださる方や「おいしかった」と喜んでくださる方の笑顔が印象的で、そういう表情を見ることが出来ると支援員のやりがいにも繋がります。「今日は何を飲もうかな」「今日のお菓子はどんなかな」と利用者さんと支援員の会話も広がっています。中には「コーヒーたっぷり入れてね」とこっそり言ってこられる方もいます。コミュニケーションを図る良い話題作りになっていると思います。これからも利用者さんにとって喫茶コーナーが落ち着ける場所であり、またコミュニケーションを図る場の一つになるように大切にしていきたいと感じます。

「選択カードで」

阪神かぞくねっと

社会福祉法人 一羊園

予定や日課を「話して」ではなく写真や文字で伝える。作業の手順をカードやボードを使って「見える」形で提示する。一羊園では、コミュニケーションにおいても障がいの特性やご本人の理解に合わせた支援を意識し、すすめています。

やりたい事を自分で選び、伝えやすくするための選択カード。したいことを指さしすれば相手に伝えられるようなしくみです。もっと自分の思いを伝えられたら、それに応えてくれる人はもっとたくさんいるはず。そして自分のしたい暮らしにもっと近づくはず。



一番大事な「伝える」ことをサポートするために、「その人が使える」ものや環境を整える。そして「その人がわかる」ようなかたちや方法で伝える。そんなオーダーメイドを大切にしながら、支援をすすめています。

まずは挨拶から

東・北播磨・淡路かぞくねっと

社会福祉法人こばと会 多機能型事業所 こばと園

こばと園では、生活介護、就労継続支援B型の日中支援事業を行い、現在34名の方に利用していただいています。

朝、出勤されると、まず挨拶から始め、一日一回は、みなさん全員に声を掛けるよう心掛けています。

作業や食事、行事などでの選択時には、話し言葉だけの伝達ではなく、視覚においても理解が深められるよう写真やカードを用い、みなさんの表情、視線等を観察し、声掛けを行いながら、ご本人の思いに近付けるようにしています。



日々の生活の中においても、利用者さんからの問い掛け、相談時等で、ご自身の思いを色々な形で表され、その思いをできるかぎり汲み取れるよう、安易に理解しようとはせずに、前後の背景を思い返し、何を問い、伝えられたいのかを思考するよう努め、又、伝えてこられることが先に読み取れても先走らず、話しやすい雰囲気を作り、ご自身より伝えてこられるまで待つようにしています。

ことばと園では、支援を行っていく上で、支援者側からの一方的なものにならないよう、相互理解をした上で進めて行くものと考え、利用者、支援者の信頼関係を構築していくため、日頃よりコミュニケーションを大切にしています。



ことば以外の表現の工夫をして

こうべかぞくねっと

ワークホーム緑友

ワークホーム緑友（神戸市北区しあわせの村内）は、障害福祉サービス「生活介護事業」と「就労継続支援B型事業」を行っています。利用者の方は日々作業を中心に様々な活動に参加されていますが、昨年25周年を迎え40歳以上の方が半数を超える状況です。

この度、事業所でのコミュニケーションの様子、取り組みについて考える機会を頂きました。特に変わった取り組みをしているわけではありませんがご紹介させていただきます。

毎朝、玄関先で利用者の方を迎えます。「おはようございます」とあいさつを交わすことから一日が始まります。言語で言える方、会釈だけの方、手を上げる方、そのまま通り過ぎる方、文句から始まる方等、人それぞれですが、相手がいないとコミュニケーションは成り立ちません。日常生活で行うコミュニケーションは言語によるものだけでなく、非言語的なジェスチャー、絵やカード、表情、音声、姿勢、態度などを通しての情報のやり取りも重要な役割を果たしています。人それぞれとは思いますが、相手の立場に立ち思いをキャッチできる、また思いを伝えられる関係を築き、意思疎通支援に取り組んでいきたいと思ひます。



さて、ワークホーム緑友の皆さんが取り組んでいる様子を紹介します。「歩行及びランニング」では周回理解への一助として輪ゴムを使っています。日中のプログラムの案内を放送していただいています、役割としての責任感も身につけています。特に「音楽療法」では、言語による表現が難しい方も声を出したり、楽器を使い表現している姿からその人の持つ力が、うかがえ楽しみとなっているようです。

このように様々な機会を通しコミュニケーションを大事にし、支援していくうえでの気づき・創意工夫をしながら利用者の方の幸せを追求し、豊かな生活となるよう支援していきたい。

**知的・発達障がいのある方に
毎日の安心をお届けする。**

それが私たちの願いです。

**詳しい資料のご請求は
TEL 078-331-6751 (代)**

○募集代理店

(株)ワイドホケンセンター

〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通1-2-19
東洋ビル3階

個人でご加入いただける、安心の保険

ぜんちの **あんしん保険**

少額短期健康総合保険（無告知型）

○引受保険会社

ぜんち共済株式会社

〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目5番8号
岩本町シティプラザビル5階



コミュニケーションが苦手な人たちの応援 その1

東・北播磨・淡路かぞくねっと あかりの家 三原 憲二氏

これまで、支援される側の思いより、支援する側の意図なり都合が優先される傾向が強くありました。この意味で、コミュニケーションが苦手な人たちの自己表現をどう応援するか、これからの私たち施設職員の重要な課題となってきました。

私たち「あかりの家」は、重い知的障害を伴う自閉症の人たちの「自閉症成人施設」です。多くは、言葉を上手く使えなかったり、やりとりが苦手な人たちです。そういった彼らとの付き合いから、コミュニケーションの持つ意味を少しずつ学んできました。

彼らから学んだ一つは、苦手な自己表現を応援するという事は、相手の気持ちが〈分る〉という側面と、自分の気持ちが〈分ってもらえる〉という、2つの側面があるという事です。〈分る〉ことによってズレ違いを減らし、よりの確な手立てを考えることができます。そして〈分ってもらえる〉ことによって安心する。その2つが相互に行き来しながら信頼関係が醸成される。この上向きなイメージはそのまま上手くいく訳ではないにしても、コミュニケーションを考える上で重要な視点を与えてくれます。〈付き合い〉の原点であるとも考えています。

以下、「あかりの家自閉症療育のキーワード集」より、関連ミニ事例を幅広く集め、2回に分けて紹介します。

〈事例1〉 「要求言語を育てる」



言語が殆どないBさんは、要求がうまく伝えられないため、トイレに行きたい時などで、奇声をあげたり服を噛んだりしていた。その彼に、「イライラせずに『トイレに行きます』って言うんだよ」と粘り強く教え始めた。そうして職員の肩をトントン叩き始めた。自ら話し出せないために「どうしたん？」と聞くと「ト・イ・レ・に・行・き・ま・ふ」とたどたどしく言葉で表現し、私達もそういった場面ではしっかり対応した。

上手くいかないことを服噛みなどで行動化するのではなく、言葉を介して自分の気持ちを表現することで、イライラは激減した。(02. 尾崎)

〈事例2〉 「そばにいてくれるだけでいい」

～ある一日の決意から始まった変化～

靴下を履かない、ベルトをしない、トイレ後の手洗いをしないといった具合に、あちこちの場面で身だしなみが気になるJさん。つい注意が多くなる。ある日、「出来ていること」だけの声掛けで通すことにした。「作業着着れているね」「手洗えたね」「それでいいよ」と徹底的に肯定し褒めた。

するとその日、リビングでゆっくり座って過ごしている。入浴後の靴下も履いている。考えても無かったことが起きた。さらに驚いたことは、それから1週間経った時のこと、目の前に来たJさんが「そばにいてくれるだけでいい」とボソッと呟いたのである。突然の、どこかで聞いた台詞のような言葉に驚かされた。彼の話し言葉を耳にした事がないという園長からは“ホンマカイナ”と笑われたが、本当である。

言葉のやりとりも増えた。靴下やベルトをしていることをアピールし始め、リビングで過ごすことも増えた。あの徹底して肯定した一日の「点」が、「線」となって繋がり始めていることは確かである。(12. 岸本)

〈事例1〉は、言葉を育てるという、コミュニケーション支援そのものによって落ち着いてきた事例です。一方、〈事例2〉は、コミュニケーションに直接関係ない支援が、結果的にコミュニケーション支援となって、生活が安定した事例です。

共に、コミュニケーションを狭い意味で解釈しては、その分彼らへの応援は狭いものになってしまうという事を示しています。そうしてもう一つ、コミュニケーションも結局は関係なんだ、という事に気付かされる事例です。

今回は、カードを利用して、内面を引出し受け止める、という事例を紹介します。



「大勝負にでるしかない」

東・東播磨・淡路かぞくねっと

善防園 池澤 等子

私は先月48歳になった。自閉症である息子は今月あと1週間ほどで25歳になる。

『25年』「この25年間私は何をやってきたのだろうか？ 様々な壁に阻まれる疑問を抱き反発しながら…。」

色んな場面で色んな人々に相談し要望し意見し批判した。この繰り返しの中でわかったのは、それぞれに『立場』というものが要だということ。相談は誰にでもできるだろうが、相談できる『立場』に過ぎず先には進まない。要望や意見できる『立場』となれば、個人ではなく団体に属さなくてはならない。そして批判できる『立場』になるには、その属する団体の『長』にならなくてはならない。『立場』とは、最終的に『肩書き』なのだと私の中で落ち着いた。

4年前から私は、息子の通う福祉施設で、保護者の『会長』という『立場』にある。『肩書き』を持つと、場面も人々もこれまでと比べものにならないほど広がった。この施設は、施設長から意識改革をしてもらわなければならず、果ては事業母体にまで波及した。保護者会・指定管理者・施設長・市での定例会をもつようになったが、施設側から示されるものは無く保護者会からの不満意見や要望に提案ばかりの場となり、あまりの反応の鈍さに批判が集中し、時には糾弾の様相を感じさせることもあった。今の時点で、要望したいいくつかのサービスが提供されるようになり、建物自体の環境整備が少し進み、職員配置増も少しあったが意識の改革までには到っていない。それは、整備にしろ配置増にしろ目的が曖昧で、ニーズからもかけ離れ、上辺だけを繕ったとしか受けとれないから。結局、守ることに必死で変化を恐れる人達の意識改革など無理なのだと思います。

こうして私は、『会長』という『肩書き』を持った2期4年間をこの春終える。が、『会長』でなくなっても自閉症である息子の親でなくなるわけではない。親である限り子どもの未来のために絶えず思考し行動する。



『26年目』「大勝負に出るしかない。」

保護者会から職員配置増を要望し続けた。20人もの就労継続支援利用者に対して支援員は2人。そして工賃は月数千円と授産のころと変わらない。訓練の場だろうが何だろうが、仕事をしていることに変わりはない。自給50円や70円なんてバカにするにも程がある。利用者が地域で暮らしていけるだけの工賃が確保できるよう2人の職員では出来ないのだから、配置増が必要だと考えたから。

障害の有る無しに関係なく、人は生きるために収入を得なくてはならない。

ここで私は、大勝負に出る。『生きるためには何が必要か』をあたりまえに考え実現するために。

今月20日に、NPO法人申請が認証される。そして私は、『理事長』という『肩書き』を持って地域活動支援事業者として事業運営を始め、言い方は良くないが、これを手段として就労支援事業、ケアホーム事業へと展開していく。

『福祉』とは、よりよく生きられるよう援助・支援することだと思う。

かぞくねっと会長会では、言いたいことを思いきり言わせていただき、沢山のことを学ばせていただきました。ありがとうございました。

設立したNPO法人名は“トゥルーカラーズ加西”です。かぞくねっと会員の皆様と、またお会いできる日を楽しみにしております。



「雑感（娘真理子と）…」

阪神かぞくねっと

三田こぶしの園 坂口 賢史

国道175号線の三田四ッ辻交差点を北に直進し、200メートルほど行くと、左斜め前方の丘陵地に建物群が見えます。それが枚方療育園三田福祉の里です。広大な敷地内には①こぶしの園以外に ②身体障害者施設 ③重度心身障害児(者)施設 ④特別養護老人ホーム ⑤介護老人保健施設の5棟の構成からなり、他に管理棟、リハビリ棟、職員宿舎があります。最初に建設されたのがこぶしの園（定員100名、2階建て、1階重度棟、2階軽度棟、真理子は1階）で平成2年10月完工され、真理子は3年3月、養護学校高等部を卒業し、そのまま、入園許可をいただいた次第です。46年生まれの42才です。月日の経つのは早いもので、在園24年が経過しました。

当園に世話になる以前は、暴力を振るい、自傷、他傷、逃亡、他人の家に侵入等手が付けられない状況で、他人に迷惑をかけ、いつも家内とどうすればよいか大変悩んだものでした。

会社員時代（石油元売り会社勤務）は東京、新潟、仙台、東京、徳山、大阪と転勤になり、住居の移動は娘の不安定の一因に関係したかもしれません。

工場勤務の時、火災事故があった。また、営業職の時、不良債権の発生。会社には悪いが、冷静に対応できた。娘のことを思えば大したことではない。私は元来、小心者ですが、物事に動じない所謂、胆力が養成されたものと思われまふ。

その後娘は逐年毎に落ち着いてきており、それは当園での規則正しい生活や、年間行事で、四季を彩る盆踊り、運動会、園祭、及びクリスマス会等たくさんあり、心を癒してくれたものと思います。更には職員の



方々のたゆまざるご支援、ご指導のおかげだなと思っています。

私方も親子のスキンシップの大切さを思い、職員の方に娘の近況をうかがい、衣類等の届けで年間50回（1回／週）ほど面会に訪れています。（車で往復70～80キロ）

私は74才で寡夫生活5年が過ぎました。面倒ながら、家事一切を自分でやらなければなりません。強がりに聞こえ、家内には悪いが、束縛がなく、一応の悠々自適も悪くないと感じています。ただ体調面で4カ所不具合があり、通院しています。それも娘のためにできるだけ長生きしなければと考えます。

当地でも時折、雪が降り、寒い日が続いていますが、春の訪れは間もなくやってきます。そのときは、福祉の里全体が見事な桜花におおわれることでしょう。

昔、聴いていたキャンディーズの唄「もうすぐ春ですよ。恋をしませんか」おっとと… 私には無関係でした。

そこで一句

「望むらくは、はなの下にて春死なむ」 西行法師

知的障害者福祉総合補償制度

（普通傷害保険）

ご本人様のケガに加え、第三者への賠償責任特約をセットした保険です。詳細は下記代理店までお問い合わせ下さい。

（街）ウェルフェアサービス

〒130-0022

東京都墨田区江東橋4-24-3

TEL: 03-3631-9225

FAX: 03-3631-9247

引受保険会社

エース損害保険(株) 東京支店

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-6-1

TEL: 03-6212-7410

FAX: 03-3211-1101

印刷物作成に関するご相談は………

Dg デジタルグラフィック株式会社

- 記念誌 ● 社内報 ● カタログ ● チラシ ● プリペイドカード
- スクラッチ ● カラー年賀状 ● その他一般印刷

〒650-0043 神戸市中央区弁天町1-1

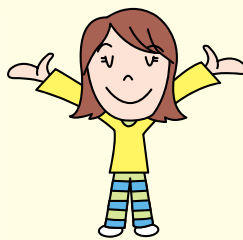
TEL.078-371-7000 FAX.078-371-7001

[E-mail] win@dgdg.co.jp / mac@dgdg.co.jp

[URL] <http://www.dgdg.co.jp/>



わたしたちの がんばり



16

播磨園での絵画制作と作家たち

西中播磨園 主任生活指導員 福井 彰良

絵画制作の取り組みを始めて22年になります。文芸部を作り、週に1度2時間、絵などを描く時間を設けたのが始まりでした。最初は絵の道具を持っている方が少なく、こちらで鉛筆、色鉛筆、クレヨンを用意し、らくがき帳や画用紙に描いてもらっていました。

作品を見ると独特な色や形で、私の想像を超えたとてもおもしろい表現をされている方がいました。見たこともない形や色の使い方に驚きました。その反面、何を描いたらいいのかわからず、ぬり絵をする人が多かったことも印象に残っています。

絵を描いている姿を見ていると、集中して描いている時間が短いことやとても恥ずかしそうに描いている方がいることにも気付きました。今まで、自分の絵を評価してもらったことがなく、自分は絵を描くのが下手であると思い込み、コンプレックスを持って描いている人がいました。



文芸部の時間は、皆さんが描いた絵は下手でなく、とても楽しく、独創的で魅力的な絵を描いていることを伝えて行きました。自分の好きな物を描くこと、形や色遣いは自分で考えることなど声掛けしてきました。また、何を描いたらよいかを決めかねている方は、本人と相談しながら、描き方など、どんなふうに描けば楽しく制作でき、おもしろい作品になるかを一緒に考えていきました。

作品が出来ると、絵を廊下などたくさんの目に触れる場所に展示しました。自分の絵が額に入れられ飾られていることは、とても嬉しかったようです。

また、美術公募展に出品し入賞する方もありました。そうすると、絵を積極的に描くようになってきました。自分の描いた絵が評価され、皆様が見て喜んでくれることを体験し、ますます、自分の絵を見て欲しい、評価してほしいという気持ちが湧いてきたようでした。それに、入選すると賞状や賞品が貰え、神戸や大阪などでの作品展に入選すれば旅行ができます、そんなことから、ますます、絵画制作意欲が向上していきました。

評価してもらうことで、自信も付いてきました。今では、恥ずかしそうに描く人はいません。奇抜な色や個性的な形を使い、自分の描きたい物をのびのびと力強く描いているところに驚かされています。

表現方法は自由です。この作品は何だろう、私たちには考えもつかない作品が出来ています。

これからも、皆さんが楽しく、目標を持った日々が過ごせるよう、そのための大切な活動として絵画制作と一緒に取り組んでいきたと思っています。

障害者総合福祉法が今年4月1日より施行となります

骨子については30号16ページに掲載しています。また、本号2ページからの中央研修報告にも記載されています。

紆余曲折あり障害福祉に光がさしたと思われたこともあった法律ですが、結局障害者自立支援法を手直しただけのものになりました。

付則に「障害程度区分の見直し」「意思決定支援のあり方の検討」等が今後の検討課題として挙げられました。また衆参両院議院でつけられた付帯決議も、「親亡き後」や「小規模入所施設」「成年後見制度」に関する事項が適切な措置を講ずべき項目として明記されました。これらは私たちひょうごかぞくねっとや全施連が訴え続けていた事で大きな成果です。今後これらについて活動を強めていきたいと思ひます。

年6月20日の本会議で可決されました。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための 関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（参議院）

※全社協高年・障害福祉部による整理 ※下線部は衆議院での附帯決議の内容からの主な変更点

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1、意思疎通支援を行う者の派遣及び育成については、利用者が支援を受けやすくする観点から、窓口は市町村を基本としつつ、適切な役割分担がなされるよう市町村及び都道府県の行う事業を具体的に定めるなど、地域生活支援事業について、市町村及び都道府県に対し、必要なサービスが十分に提供されるための支援を行うこと。また、意思疎通支援を行う者の派遣については、個人利用にとどまらず、複数市町村の居住者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに適切に対応できるよう、派遣を行う市町村等への必要な支援を行うこと。
- 2、障害福祉計画の策定に当たっては、中長期的なビジョンを持ちつつ、障害者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。
- 3、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。
- 4、難病患者に対する医療、保健、研究、福祉、就労等の総合的な支援施策について、法整備も含め早急に検討し確立すること。
- 5、精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。
- 6、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方の検討と併せて、成年被後見人の政治参加の在り方について、検討を行うこと。

編集後記

この時期住宅街を歩いているとあちらこちらからイカナゴのくぎ煮の炊く食欲をそそぐ匂いがしてきます。もう春だなあと感じる一瞬です。

昨年12月民主党政権から自公政権が、復活しました私たちが望む障害者総合支援法でなければ春の足音は聞こえて来ません。桜満開を信じて前進あるのみです。

健康には十分留意して子ども達の幸せを願い皆さん一緒にがんばりましょう。（K.Y）

広報委員会

阪神かぞくねっと 東北播磨かぞくねっと 事務局

★赤い羽根共同募金助成金を機関紙「ひょうごかぞくねっと」の制作費の一部にあてました。

兵庫県知的障害者施設家族会連合会 〒650-0016 神戸市中央区橘通3-4-1 神戸市立総合福祉センター2F

TEL.078(371)3930 FAX.078(371)3931 mail : h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp

事務局(月・水・金 10:00~4:00)

全国知的障害者施設家族会連合会(全施連)ホームページ URL : <http://zenshiren.web.fc2.com/>

《表紙題字 芝 貴弘 氏（尼崎武庫川園）》